

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の行う中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）の規定による支援給付及び配偶者支援金の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通知)

第2条 市長は、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。）第19条第2項の規定により、要支援者（支援給付を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）に対して支援給付を実施したときは、次条及び第7条に規定する書類の写しを添付して、速やかに、その旨を当該被支援者（支援給付を受けている者をいう。以下同じ。）の居住地を所管する社会福祉法（昭和26年法律第45号。）第14条に規定する福祉に関する事務所（次項において「福祉事務所等」という。）の長に通知しなければならない。

2 市長は、被支援者がその居住地を他の福祉事務所等の所管区域内に移転したときは、速やかに必要な決定を行い、被支援者の転出について（様式第1号）により新居住地を所管する福祉事務所等の長に通知しなければならない。

(支援給付の開始及び変更の申請)

第3条 支援給付の開始又は変更の申請をしようとする場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付申請書（様式第2号）、支援給付変更申請書（傷病届）（様式第3号）又は支援給付変更申請書（介護）（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付しなければならない。

- (1) 収入申告書 その1 (様式第5号)
 - (2) 収入申告書 その2 (様式第6号)
 - (3) 収入申告書 その3 (様式第7号)
 - (4) 給与証明書 (様式第8号)
 - (5) 資産状況等申告書 (様式第9号)
 - (6) 同意書 (様式第10号)
 - (7) 家賃地代証明書 (様式第11号)
 - (8) 医療要否意見書 (様式第12号)
 - (9) 精神疾患入院要否意見書 (様式第13号)
 - (10) 訪問看護要否意見書 (様式第14号)
 - (11) 検査料請求書 (様式第15号)
 - (12) 給付要否意見書 (所要経費概算見積書) (様式第16号)
 - (13) 給付要否意見書 (柔道整復) (様式第17号)
 - (14) 給付要否意見書 (あん摩・マッサージ、はり・きゅう) (様式第18号)
- (申請書等の様式)

第4条 次の各号に掲げる申請等は、それぞれ当該各号に定める申請書等によるものとする。

- (1) 法に基づく支援給付の一時支援給付申請 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による一時支援給付申請書 (様式第19号)
 - (2) 法第14条第4項においてその例によるものとされた保護法第61条に規定する生計の状況についての変動又は居住地等の異動の届出 生計状況変動届 (様式第20号)
- (通知書等の様式)

第5条 次の各号に掲げる通知等は、それぞれ当該各号に定める通知書等によるものとする。

- (1) 法第14条第4項においてその例によるものとされた保護法第24条第3項又は法第24条第9項若しくは法第25条第2

項の規定による支援給付の決定又は変更の通知 支援給付開始
(変更) 決定通知書 (様式第 2 1 号)

- (2) 法第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた保護法
第 2 4 条第 3 項の規定による支援給付の申請の却下の通知 支援給付申
請却下通知書 (様式第 2 2 号)
- (3) 法第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた保護法
第 2 6 条の規定による支援給付の停止又は廃止の決定の通知
支援給付廃止 (停止) 決定通知書 (様式第 2 3 号)
- (4) 法第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた保護法
第 2 8 条第 1 項の規定による医師等の検診の命令 検診命令書
(様式第 2 4 号) 及び検診書 (様式第 2 5 号)
- (5) 法第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた保護法
第 2 9 条の規定による調査の囑託又は報告の請求 中国残留邦人等の
円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその
例によるものとされた生活保護法第 2 9 条の規定に基づく調査
について (依頼) (様式第 2 6 号)
- (6) 要支援者の扶養義務者に対する扶養義務の履行についての依
頼 扶養義務者調査依頼書 (様式第 2 7 号) 及び扶養届 (様式
第 2 8 号) 及び扶養義務者への通知 (様式第 2 8 号の 2) 及び
扶養義務者への報告依頼 (様式第 2 8 号の 3) 及び扶養届 (様
式第 2 8 号の 4)
- (7) 法第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた保護法
第 7 8 条の 2 第 2 項又は第 2 項の規定により支援給付費から
保護法第 7 8 条に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出書
(様式第 2 8 号の 5)
(医療券等)

第 6 条 法第 1 4 条第 2 項 3 号に規定する医療支援給付及び同項第 4 号
に規定する介護支援給付の現物給付は、次の各号に掲げる書類を
交付して行うものとする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国

残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等にかかる医療券・調剤券（様式第29号）

- （2）訪問看護に係る利用料請求書（様式第30号）
- （3）治療材料券・治療材料費請求明細書（様式第31号）
- （4）施術券・施術報酬請求明細書（柔道整復）（様式第32号）
- （5）施術券・施術報酬請求明細書（あん摩・マッサージ）（様式第33号）
- （6）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による施術給付承認書（はり・きゅう）及び施術費給付承認書（様式第34号）
- （7）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による介護券（様式第35号）

（備付書類）

第7条 市長は、被支援者につき、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しなければならない。

- （1）面接記録票（様式第36号）
- （2）世帯台帳（様式第37号）
- （3）支援給付決定調書（様式第38号）
- （4）支援給付金品支給台帳（様式第39号）
- （5）被支援者記録票（様式第40号）
- （6）面接受付簿（様式第41号）
- （7）被支援者番号索引簿（様式第42号）
- （8）被支援者番号登載簿（様式第43号）
- （9）支援給付申請書受理簿（様式第44号）
- （10）医療券交付処理簿（様式第45号）
- （11）介護券交付処理簿（様式第46号）

（配偶者支援金の支給の申請）

第8条 配偶者支援金の開始の申請をしようとする場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦

人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金申請書（様式第47号）によるものとする。

（配偶者支援金の通知書等の様式）

第9条 次の各号に掲げる通知等は、それぞれ当該各号に定める通知書等によるものとする。

- （1）法第14条第4項においてその例によるものとされた保護法第24条第3項の規定による配偶者支援金の決定の通知 配偶者支援金決定通知書（様式第48号）
- （2）法第14条第4項においてその例によるものとされた保護法第24条第3項の規定による配偶者支援金の申請の却下の通知 配偶者支援金申請却下通知書（様式第49号）
- （3）法第14条第4項においてその例によるものとされた保護法第26条の規定による配偶者支援金の廃止の決定の通知 配偶者支援金廃止決定通知書（様式第50号）
- （4）法第14条第4項においてその例によるものとされた保護法第29条の規定による調査の嘱託又は報告の要求 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第3項において準用する第14条第4項においてその例によるものものとされた生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）（様式第51号）

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。